新潟県民会館ギャラリー初回利用者免除使用料

| 区 分 (9:00~17:00) | | | 1区画当り |
|-------------------------|------------------|-----|--------|
| 入場料を 徴収しない場合 | ギャラリーA (12区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥2,241 |
| | ギャラリーB (8区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥2,241 |
| 入場料が 1,000円 以下の場合 | ギャラリーA (12区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥3,519 |
| | ギャラリーB (8区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥3,519 |
| 入場料が 1,001円 以上の場合 | ギャラリーA (12区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥4,572 |
| | ギャラリーB (8区画) | 準 備 | ¥1,569 |
| | | 本 番 | ¥4,572 |

- (注) 1 施設使用料及びギャラリー附属設備使用料は、午前9時から午後5時までを1回とし、その他附属設備使用料は、

 - 1 施設使用料及びギャラリー附属設備使用料は、午前9時から午後5時までを1回とし、その他附属設備使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定します。
 2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
 3 施設使用料について、使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。また、準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
 4 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
 5 学校主催免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める学校が主催する芸術文化に関する催物の場合に適用します。その施設使用料はただが報過使用料は、条例で定める使用料は、移列を用といて収入の機能を用といて、10年間を10年間である。

 - 5 字校土権免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める字校が土権する芸術文化に関する権物の場合に適用します。 その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の80%に相当する額とします。 6 初回利用免除使用料は、新潟県民会館管理細則第6条第6項で定める芸術文化に団体で、自ら実演等するために主催する芸術文化に関する催物で使用する場合(ただし、新潟県民会館ギャラリー調整実施要領により使用日を決定する催物及び実行委員会形式により開催される催物で使用する場合は除く)に適用します。ただし学校主催免除に該当する場合は適用しません。 その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の90%に相当する額とします。

[施設及び附属設備は、改修や設備更新等により変更することがあります。詳しくは係員におたずね下さい。]